

「梅酒特区」を提案

吉野川市と 美郷商工会

主婦ら「力合わせ成功させたい」

吉野川市美郷の美郷商工会と市が、特産品の梅を活用し、少量でも製造が可能な「梅酒特区」の新設を政府の構造改革特区に提案している。早ければ今夏にも認定される見通しで、同商工会は今月から、「美郷梅酒勉強会」を始めた。関係者は「漬け込み方などを学び、他の産地との差別化を図り、地域の特産品に」と意気込んでいる。

酒税法では、梅酒の製造免許取得には、年間最低6[㊦]・㊧の製造が条件。だが、特区では果実酒で2[㊦]・㊧、リキュールで1[㊦]・㊧に緩和する。

構造改革特区は、地域振興のため、限られた地域で規制を緩和する制度。「梅酒特区」は福井県若狭町と神奈川県小田原市が提案している。酒造りの特区では、岩手県遠野市などの「どぶろく特区」が有名で、浜松市がミカン、群馬県明和町がナシの果実酒の生産などを計画している。

今回、吉野川市での特区は、青梅の付加価値を高め地域の観光振興や活性化につなげるのが狙い。高齢化対策で、梅干しよりも手軽に作れる点にも着目した。

初回の勉強会は10日に開催。地元農家ら23人が約1年かけ、崇城大薬学部村上光太郎教授や税務署、保健所の関係者を講師に招き、関連の法律や商品化に必要な知識を学ぶ。

約40年以上梅酒を作り、勉強会に参加している主婦西ヨリ子さん(64)は「地域にあったものに目を向けるのは良いこと。地域の人で力を合わせ、成功させたい」と話している。



美郷地区の各家庭で作られている梅酒。「梅酒特区」を目指し、新しい特産品づくりが始まった